

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 令和5年9月11日

2. 認定事業者名 株式会社京都銀行

3. 事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

京都銀行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、質の高い金融サービス・ソリューションの提供を通じて、地域の活性化、課題の解決に取り組んできた。

一方で、人口減少等の社会的課題に加え、DXへの対応やカーボンニュートラルの実現等の新たな社会的課題を有する中で、地域社会・お客さまが抱える課題も多様化・複雑化しており、京都銀行グループが地域の活性化に貢献し、ともに成長を続けていくために果たすべき役割も大きく変化している。

こうしたことから、金融機能の深化に加えて非金融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとなるべく、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的とし、持株会社体制へ移行することとした。

今年4月にスタートした新・第1次中期経営計画「New Stage 2023」で定めた、長期的に目指す姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー（お客さま・地域社会・株主・従業員）に対する企業価値の向上を目指していく。

また、持株会社は経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社とし、攻めと守りの両面からグループガバナンスの高度化を図っていく。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2026年3月期には、2023年3月期に比べて、従業員1人当たり付加価値額を7%向上させることを見込んでいる。

財務内容の健全性の向上としては、2026年3月期において、有利子負債は、キャッシュフローの10倍以内、経常収入が経常支出を上回ることを見込んでいる。

4. 事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

京都銀行グループが営むすべての事業

<選定の理由>

持株会社体制へ移行し、これまで取り組んできた金融機能の深化に加えて非金

融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとして、長期的に目指す姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー（お客さま・地域社会・株主・従業員）に対する企業価値の向上を目指していくこととしている。

したがって、計画の対象事業は京都銀行グループの全事業となる。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

京都銀行単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社京都フィナンシャルグループ」（以下、「持株会社」という。）を2023年10月2日に設立する。持株会社体制において、これまで築き上げてきた顧客基盤、信用・信頼をもとに、銀行を含めたグループ会社の金融機能の深化に加えて、非金融機能の積極的な拡充により、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献していく。

地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとして、金融・コンサルティング・DX支援・地域活性化支援等の多様なソリューションを提供し、地域・お客さまの多様化する課題・ニーズに対応することで、グループの持続的な成長を目指していくことから、当該事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして持続的なものと見込む。

また、持株会社体制移行後は、グループ全体の経営管理機能を持株会社に集約し、持株会社主導による経営資源の向上を図るとともに、金融機能の進化・非金融機能の拡充により、地域・お客さまの多様化する課題・ニーズに対応することを意図しており、これら顧客ニーズに対応するための事業再編計画はサービスの供給能力が需要に照らし過剰ではなく、当該事業分野における過剰供給構造が懸念されるものではない。さらに、当該事業分野において、不当な金利、手数料等の引上げ等を目指すものではないことから、一般消費者および関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

（事業の構造の変更）

＜新設会社＞

名称：株式会社京都フィナンシャルグループ
住所：京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
代表者の氏名：取締役社長 土井 伸宏
設立（予定）日：2023年10月2日
資本金：40,000,000,000円

＜株式移転を行う会社＞

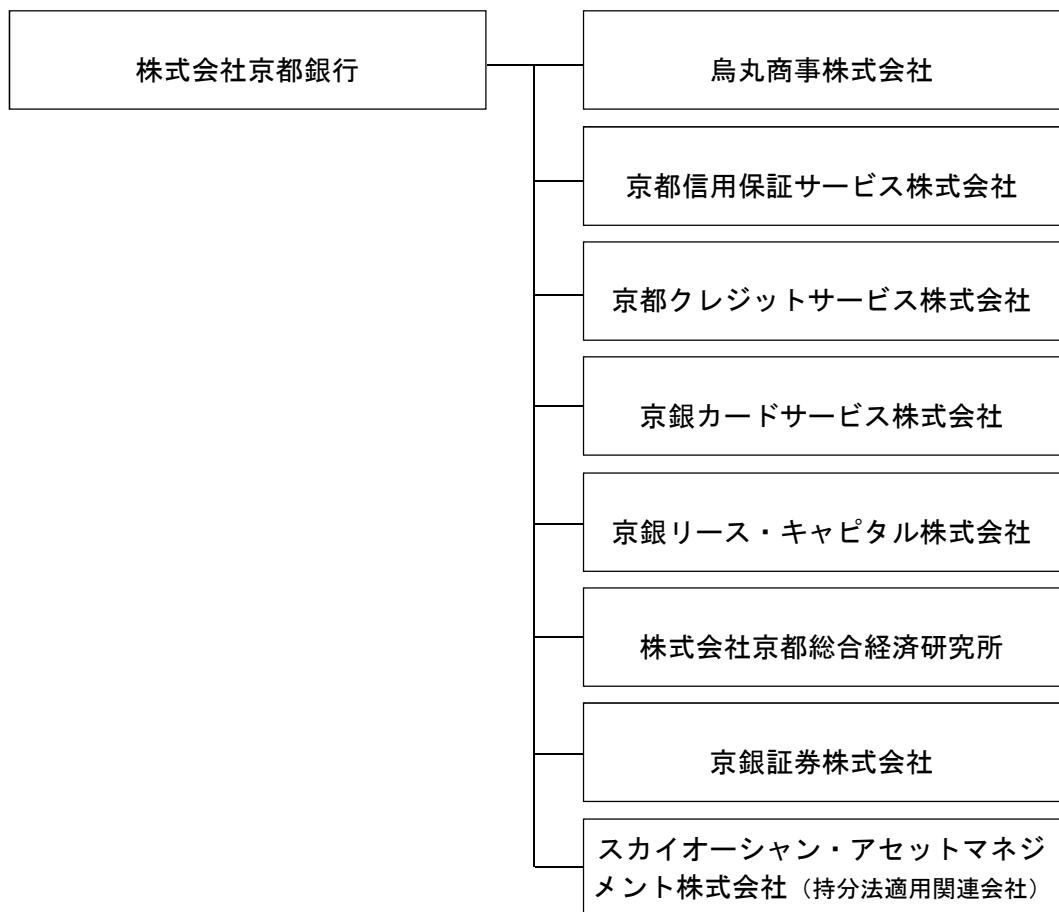
名称：株式会社京都銀行
住所：京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
代表者の氏名：取締役頭取 安井 幹也
資本金：42,103,734,537円

＜株式移転比率＞

1（持株会社）：1（京都銀行）

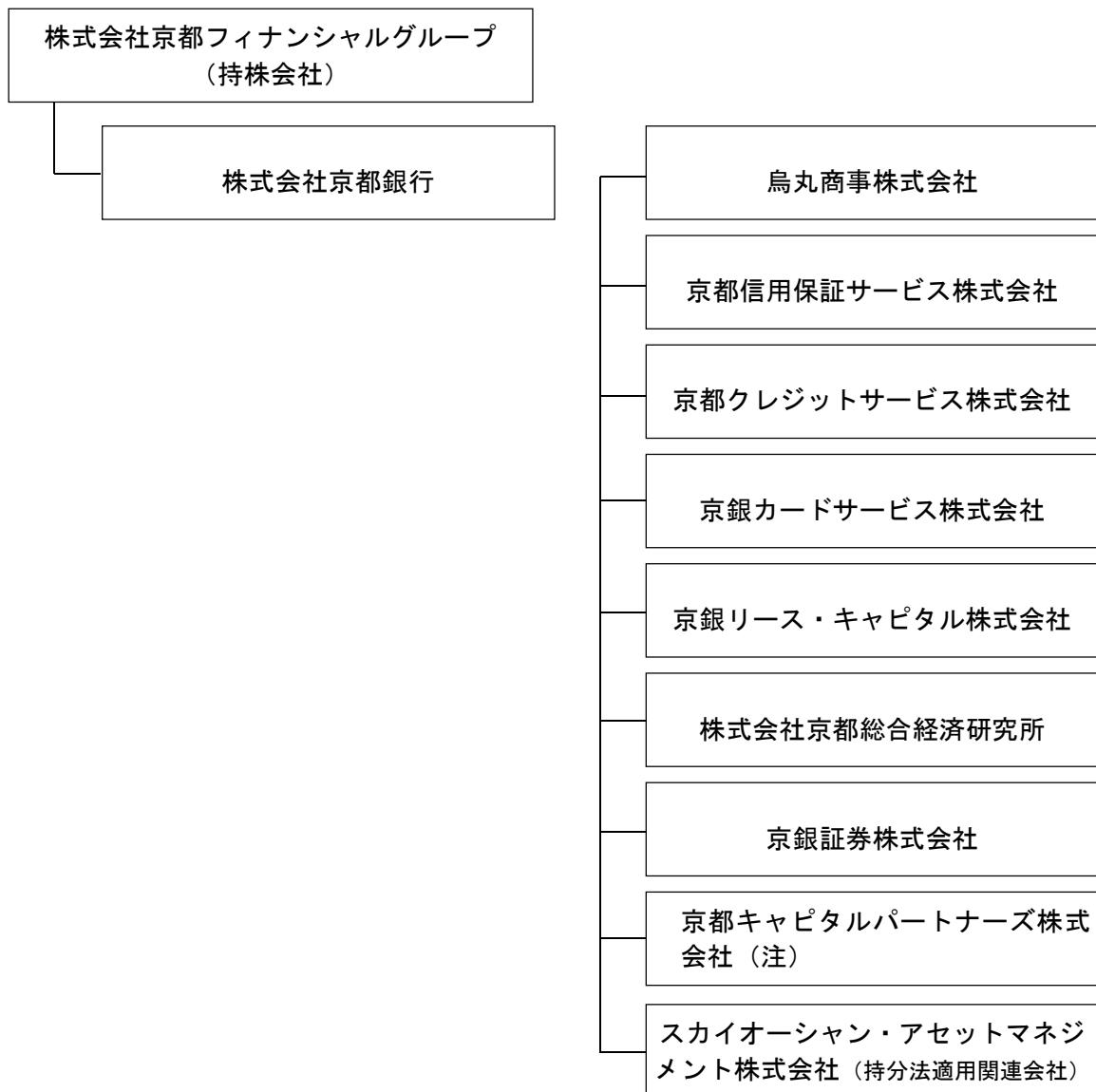
京都銀行は、次に示す方法により、持株会社への移行を実施する予定である。

(i) 《現状》



(ii) 『第 1 段階』単独株式移転による持株会社設立

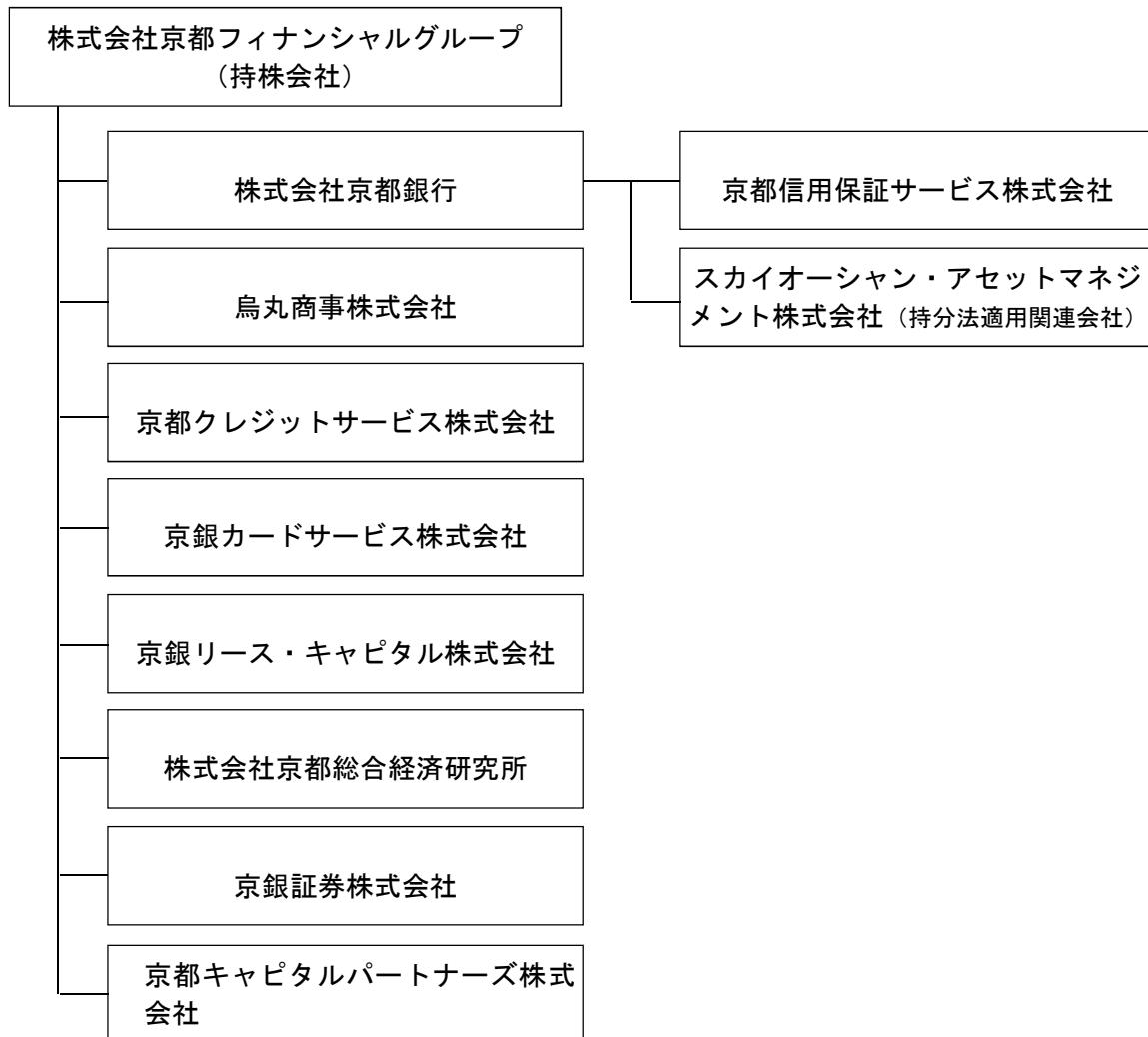
2023 年 10 月 2 日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、京都銀行は、持株会社の完全子会社となる。



(注) 京都キャピタルパートナーズ株式会社は、2023 年 9 月に設立する予定。

(iii) 《第2段階》グループ内事業会社の再編

持株会社設立後、グループ内の連携やシナジーの一層の強化等の観点から、京都銀行の連結子会社である、烏丸商事株式会社、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社、京銀リース・キャピタル株式会社、株式会社京都総合経済研究所、京銀証券株式会社、京都キャピタルパートナーズ株式会社の7社について、京都銀行が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法により、持株会社の直接出資会社として再編する予定である。



(事業の分野又は方式の変更)

京都銀行グループは、2023年4月からスタートした「新・第1次中期経営計画」において長期的に目指す姿として「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する 総合ソリューション企業」を掲げている。

そのような中で、総合ソリューション企業としての成長・発展していくため、企業価値の向上や事業領域の拡大、全てのステークホルダーに対する満足度向上とそのための変革と挑戦の実現に取組んでいく。

持株会社体制への移行後においても、「新・第1次中期経営計画」に掲げる、「コンサルティング強化」、「DX推進」、「人的資本経営の実践」の各テーマをベースとして、お客さまや地域の課題・ニーズにお応えできるようグループ総合力の強化をはかっていく。

ア. コンサルティングの強化

京都銀行の第7次中期経営計画においても、人材紹介業務の開始や事業承継、SDGs関連サポートなどの課題解決機能の拡充を行ってきた。

持株会社体制への移行後は、グループ各社が事業領域の拡大や新会社の設立、またはグループ外の企業との業務提携等を通じて、これまでのグループ内にはなかった、カーボンニュートラルの実現やDX・生産性向上等をはじめとした地域・お客さまの多様化する課題・ニーズに対応するための新たな付加価値を提供することで、グループが一体となった地域・お客さまの課題解決に資する多様なコンサルティングを推進していく。グループ会社間での新規事業及び既存事業での連携を強化することにより、グループでのシナジーの創出をはかり、グループ一体となった付加価値の高い総合ソリューションを地域・お客さまへ提供するとともに、収益力の強化につとめる。

イ. DX推進

これまで対面の営業で築いてきた地域・お客さまとのネットワークをデジタルの力により強固な繋がりとし、地域・お客さまの価値向上と京都フィナンシャルグループの持続的な成長の両方を実現するべくデジタルコネクトの更なる加速とデータドリブン経営への変革に取り組んでいく。

ウ. 人的資本経営の実践

持株会社体制への移行により、これまでの銀行を頂点とした組織から、銀行とグループ各社をフラットな組織に変革するとともに、グループ役職員が幅広い事業領域において各人の能力を発揮・拡大できるようグループ全体での多様なキャリアパスを整備する。役職員一人ひとりのモチベーションの向上と最大限に活躍できる環境を構築し、グループ役職員の意識改革・考勤改革を推進することにより、金融機能の深化、非金融機能の積極的な拡充を牽引する人財の育成ならびにグループ全体の最適な人財配置を実現していく。

こうした取組みを通じて、持株会社体制におけるグループシナジーを最大化することにより、2026年3月期のコア業務粗利益に占める収益シナジーの構成比を5.5%とすることを見込んでいる。

（2）事業再編を行う場所の住所

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

株式会社京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

株式会社京都フィナンシャルグループ

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり

(5) 事業再編に伴う設備投資の内容
該当なし

(6) 不動産の譲受け又は譲渡等の予定
該当なし

5. 事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2023年10月

終了時期：2026年3月

(2) 毎事業年度の実施予定

別表2のとおり

6. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要

該当なし

(2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表5により記載する。
該当なし

7. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（2023年9月末時点）

株式会社京都銀行 3,353人

株式会社京都フィナンシャルグループ 0人

(2) 事業再編の終了時期の従業員数（2026年3月末時点）

株式会社京都銀行 3,312人

株式会社京都フィナンシャルグループ 11人

(3) 新規採用される従業員数

株式会社京都銀行 560人

株式会社京都フィナンシャルグループ 0人

(4) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 11人

転籍予定人員数 0人

解雇予定人員数 0人

8. その他

特になし。

別表1
事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第17項 第1号の要件	<p>二 株式移転 及び ヲ 会社の設立</p> <p>株式会社京都銀行は、単独株式移転により持株会社である株式会社京都フィナンシャルグループを設立し、その傘下に入る。</p> <p>①新設会社 名称：株式会社京都フィナンシャルグループ 住所：京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700番地 代表者の氏名：取締役社長 土井 伸宏 設立（予定）日：2023年10月2日 資本金：40,000,000,000円</p> <p>②株式移転を行う会社 名称：株式会社京都銀行 住所：京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700番地 代表者の氏名：取締役頭取 安井 幹也 資本金：42,103,734,537円</p> <p>③株式移転比率 1（持株会社）：1（京都銀行）</p> <p>④株式移転効力発生日 2023年10月2日</p>	租税特別措置法 第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
法第2条第17項 第2号の要件	<p>イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化</p> <p>京都銀行グループは、2023年4月からスタートした「新・第1次中期経営計画」において長期的に目指す姿として「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する 総合ソリューション企業」を掲げている。 そのような中で、総合ソリューション企業としての成長・発展していくため、企業価値の向上や事業領域の拡大、全てのステークホルダーに対する満足度向上とそのための変革と挑戦の実現に取組んでいく。 持株会社体制への移行後においても、「新・第1次中期経営計画」に掲げる、「コンサルティング強化」、「DX推進」、「人的資本経営の実践」の各テーマをベースとして、お客さまや地域の課題・ニーズにお応えできるようグループ総合力の強化をはかっていく。</p>	

	<p>ア. コンサルティングの強化</p> <p>京都銀行の第7次中期経営計画においても、人材紹介業務の開始や事業承継、SDGs関連サポートなどの課題解決機能の拡充を行っていく。</p> <p>持株会社体制への移行後は、グループ各社が事業領域の拡大や新会社の設立、またはグループ外の企業との業務提携等を通じて、これまでのグループ内にはなかった、カーボンニュートラルの実現やDX・生産性向上等をはじめとした地域・お客さまの多様化する課題・ニーズに対応するための新たな付加価値を提供することで、グループが一体となった地域・お客さまの課題解決に資する多様なコンサルティングを推進していく。グループ会社間での新規事業及び既存事業での連携を強化することにより、グループでのシナジーの創出をはかり、グループ一体となった付加価値の高い総合ソリューションを地域・お客さまへ提供するとともに、収益力の強化につとめる。</p> <p>イ. DX推進</p> <p>これまで対面の営業で築いてきた地域・お客さまとのネットワークをデジタルの力でより強固な繋がりとし、地域・お客さまの価値向上と京都フィナンシャルグループの持続的な成長の両方を実現するべくデジタルコネクトの更なる加速とデータドリブン経営への変革に取り組んでいく。</p> <p>ウ. 人的資本経営の実践</p> <p>持株会社体制への移行により、これまでの銀行を頂点とした組織から、銀行とグループ各社をフラットな組織に変革するとともに、グループ役職員が幅広い事業領域において各人の能力を発揮・拡大できるようグループ全体での多様なキャリアパスを整備する。役職員一人ひとりのモチベーションの向上と最大限に活躍できる環境を構築し、グループ役職員の意識改革・考動改革を推進することにより、金融機能の深化、非金融機能の積極的な拡充を牽引する人財の育成ならびにグループ全体の最適な人財配置を実現していく。</p> <p>こうした取組みを通じて、持株会社体制におけるグループシナジーを最大化することにより、2026年3月期のコア業務粗利益に占める収益シナジーの構成比を5.5%とすることを見込んでいる。</p>
--	---

別表2
事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
2023年度	2023年10月2日 単独株式移転により持株会社を設立
2024年度	該当なし
2025年度	該当なし